

## 吉野ヶ里町中小企業者事業継続支援金

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が大きく減少している町内の中小企業者である法人や個人事業主の事業を支援するため、事業継続支援金を支給します。

### 2 支援金対象者

吉野ヶ里町内で令和2年4月30日以前より事業を営んでいる中小企業信用保険法第2条第1項各号に該当する中小企業者であり、事業を継続する意思があること。

ただし、支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと認められる者は、対象となりません

### 3 支給要件

次のすべての要件に該当することが必要です。

- ①令和2年1月から7月までのいずれか1ヶ月の売上が、前年同月比で20%以上減少していること。(令和元年8月以降に創業等した中小企業者など、前年同月との比較ができない場合は、次の例によるものとする。)

例) 令和元年12月の売上有る場合

$$\frac{\langle \text{令和元年12月の売上} \rangle - \langle \text{令和2年1月} \sim \text{7月のいずれか1ヶ月の売上} \rangle}{\text{令和元年12月の売上}}$$

例) 令和2年1月以降に創業した場合

$$\frac{\langle \text{最近3ヶ月の売上平均} \rangle - \langle \text{令和2年1月} \sim \text{7月のいずれか1ヶ月の売上} \rangle}{\text{最近3ヶ月の売上平均}}$$

- ②吉野ヶ里町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等に該当する者でないこと。

- ③町税等の滞納がないこと。

### 4 支援金の額

すべての要件を満たす中小企業者 一律 200,000円 (※1回限り)

## 5 申請期間

令和2年5月20日（水）から 令和2年8月28日（金）まで ※当日消印有効

## 6 申請書類

- (1) 吉野ヶ里町事業継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 同意書兼誓約書（様式第2号）
- (3) 売上減少申告書（別添様式1-①、②、③）

《基本様式》

別添様式1-①：1ヶ月間の売上が前年同月と比べることが出来る場合  
《前年の売上と比較できない場合（令和元年8月以降創業した場合等）》

別添様式1-②：令和元年12月の売上がある場合

別添様式1-③：令和2年1月以降に創業した場合

【必要添付書類】

- 売上が減少した月の売上を示した帳簿（売上台帳）等の写し
- 上記の減少月の前年同月（もしくは、比較する月）の売上を示した帳簿（売上台帳）等の写し
- 吉野ヶ里町内で事業を営んでいることが分かる書類  
例）営業許可書、登記事項証明、確定申告書等の写し  
※法人の場合で、町外に本社があり、町内には支店のみ所在している場合、吉野ヶ里町に提出した「法人町民税確定申告書」の写しの提出が必要です。

- (4) 振込口座通帳の口座名義人及び口座番号が記載されたもの箇所の写し
- (5) 委任状（委任される場合のみ）

※（3）において中小企業信用保険法第2条第5項第4号（セーフティネット4号）の認定を吉野ヶ里町で受けている中小企業者は、認定書の写しを提出することによって（3）を省略することが可能です。

※申請書類（1）及び（2）は、吉野ヶ里町のホームページでダウンロードしていただくか、以下の施設の窓口でお受け取りください。

- 吉野ヶ里町役場 東脊振庁舎 2階 産業振興課 商工観光係
- 吉野ヶ里町役場 東脊振庁舎 1階 窓口
- 吉野ヶ里町役場 三田川庁舎 1階 窓口
- 吉野ヶ里町商工会

## 7 申請方法

原則、郵送 ※感染防止のためご協力をお願いします。

## 8 申請書の提出先

〒842-0193 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津777

吉野ヶ里町産業振興課商工観光係 あて

## 9 支援金の支給

申請書類の受理後、ご指定の口座に2～3週間程度で予定です。

### <<問い合わせ先>>

#### ○吉野ヶ里町 産業振興課 商工観光係

電話番号 0952-37-0350

メール [sangyoshinko@town.yoshinogari.lg.jp](mailto:sangyoshinko@town.yoshinogari.lg.jp)

#### ○吉野ヶ里町商工会

電話番号 0952-52-4644